

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境課）	1
○ 兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（同）	1

公布された法令のあらまし

●環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第19号）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利制限に係る措置の適正化等が図られることを踏まえ、県及び市町以外の者が生態系維持回復事業を行うに当たっての知事の認定の要件について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第20号）

- 1 自然公園法施行規則の一部改正により、国立公園の風致を維持するために指定する特別地域内において、希少野生動植物の保護、野生鳥獣による被害防止及び特定外来生物による被害防止に係る対策を迅速に進めるため、これらの対策を実施するために必要な工作物を設置する等の行為が自然公園法に基づく都道府県知事の許可を要しないこととされたこと等を踏まえ、所要の整備を行うこととした。
- 2 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利制限に係る措置の適正化等が図られることを踏まえ、県及び市町以外の者が生態系維持回復事業を行うに当たっての知事の認定の要件について所要の整備を行うこととした。

規 則

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第19号

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第31条の2第1項中「は、次の各号に」を「には、次の各号のいずれにも」に改め、同条第2項中「は、次の各号に」を「には、次の各号のいずれにも」に改め、同項第1号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第31条の3第2項中「第94条の3第5項」の右に「(同条第8項において準用する場合を含む。)」を加え、「の各号」を削り、「もの」を「書類」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 市町以外の者にあつては、前条第2項第1号ア又はイのいずれにも該当しないことを説明した書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第20号

兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立自然公園条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項中「は、次の各号に」を「には、次の各号のいずれにも」に改め、同条第2項中「は、次の各号に」を「には、次の各号のいずれにも」に改め、同項第1号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第20条の3第2項中「第15条の3第5項」の右に「（同条第8項において準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 市町以外の者にあつては、前条第2項第1号ア又はイのいずれにも該当しないことを説明した書類別表1の項行為の欄6中「1から」の右に「5まで若しくは7から」を加え、同欄13中「補装」を「舗装」に改め、同欄16の2を同欄16の3とし、同欄16の次に次のように加える。

16の2 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

別表1の項行為の欄16の3の次に次のように加える。

16の4 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備（以下「無線設備」という。）の改築又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）をすること。

16の5 既存の電線、電話線又は通信ケーブル（以下「電線等」という。）を既存の規模を超えない範囲で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

16の6 既存の電線等を既存の径を超えて張り替えること（径以外の規模が既存の電線等の規模の範囲内であり、かつ、色彩の変更を伴わないものに限る。）。

16の7 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

16の8 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等を設置すること。

16の9 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

16の10 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために、カメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

16の11 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

別表1の項行為の欄22の18を同欄22の19とし、同欄22の3から22の17までを同欄22の4から22の18までとし、同欄22の2中「（平成16年法律第78号）」を削り、同欄22の2を同欄22の3とし、同欄22の次に次のように加える。

22の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

別表1の項行為の欄33の次に次のように加える。

33の2 認定保護増殖事業等の実施のために、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

33の3 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

別表1の項行為の欄中44の3を44の4とし、44の2を44の3とし、44の次に次のように加える。

44の2 認定保護増殖事業等の実施のために、条例第9条第4項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

別表1の項行為の欄45の次に次のように加える。

45の2 認定保護増殖事業等の実施のために、動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

別表1の項行為の欄46の4の次に次のように加える。

46の5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

別表1の項行為の欄中48の6を48の7とし、48の3から48の5までを48の4から48の6までとし、48の2の次に次のように加える。

48の3 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

別表2の項行為の欄1中「22の7、22の11から22の13まで」を「22の8、22の12から22の14まで」に、「44の2、45から46の4まで」を「44の3、45、46から46の4まで」に改め、同表3の項行為の欄1中「16の2」を「16の11」に、「33」を「33の3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。